

平成26年度

索道安全報告書

平成27年8月

一般財団法人 休暇村協会

はじめに

一般財団法人休暇村協会の索道事業は、休暇村岩手網張温泉、休暇村羽黒、休暇村妙高、休暇村乗鞍高原、休暇村奥大山、休暇村蒜山高原の6休暇村で行っています。

1. 利用者の皆様へ

一般財団法人休暇村協会の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。

一般財団法人休暇村協会は、事業推進の基本理念の第一に安全の確保を掲げ、法令を遵守し、平成18年10月に改正施行された鉄道事業法に基づき、「索道安全管理規程」(平成18年10月1日)を制定し安全輸送に努めております。

この報告書では、鉄道事業法に基づき、平成26年度の一般財団法人休暇村協会の安全性向上に向けた取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解頂くためにご紹介しております。

この報告書に対するご意見やご助言など賜ることができれば幸いに存じます。

一般財団法人 休暇村協会
理事長 中島 都志明

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

一般財団法人休暇村協会の索道事業基本理念の第一は、安全の確保です。

「安全基本方針」を次のように掲げ、理事長はじめ職員に周知徹底を図っております。

- 1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めること。
- 2) 輸送の安全に関する法令及び安全管理規程を理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- 3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- 4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義ある時は最も安全と思われる取扱いに努めること。
- 5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに完全適切な処置を行うこと。
- 6) 情報は、漏れの無いよう迅速、正確に伝えること。
- 7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

索道輸送安全目標(平成23年～27年)は、次表のとおりです。

区分	項目	内容
定量的目標	設備不具合による事故	乗客の死傷事故を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	人身障害事故は、起こさない。

3. 事故等の発生状況と再発防止措置

(1) 索道運転事故(索道人身障害事故)

平成26年度、索道運転事故の発生は、ありませんでした。なお、過去5年間索道運転事故の発生は、ありませんでした。

(2) 災害(地震や暴風雨、豪雪など)

平成26年度、災害による運転休止は、ありませんでした。

(3) インシデント(事故の兆候)

平成26年度、国土交通省へのインシデント報告も含め、ありませんでした。

(4) 行政指導等

平成26年度、国土交通省よりの行政指導は、ありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

一般財団法人休暇村協会では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱いについての安全教育を実施しています。

また、今年度も、各運輸局並びに各地方索道協会主催の講習会、研修会及び検定会等々に受講等出席させました。

(2) 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前に、運転取扱細則に基づく、救助作業要領により管理者、管理員及び職員一同にて救助訓練を実施しています。

(3) 安全のための投資と支出

施設の安全性については、法令等で定められた点検整備を定期的かつ入念に実施して、必要な補修を行っています。

また、必要な設備更新についても、計画を立てて確実に実施しているほか、緊急性の高い、突発的な修繕にも適切に対応しています。

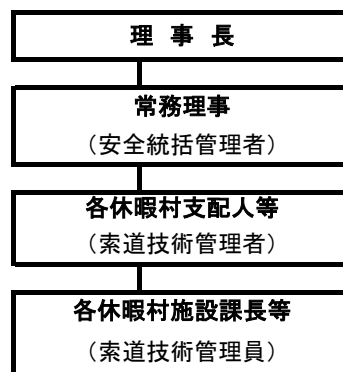
「平成26年度の主な実施事項」

休暇村羽黒(羽黒山スキー場)	油圧緊張ユニット交換
休暇村乗鞍高原(Mt.乗鞍スキー場)	索受装置部品交換
休暇村蒜山高原(上蒜山スキー場)	通信ケーブル、保安設備等整備

5. 一般財団法人休暇村協会の安全管理体制

平成18年10月に「索道安全管理規程」を制定し、理事長をトップとする安全管理体制を構築して運用しております。

この組織の中で「安全統括管理者」「索道技術管理者」「索道技術管理員」、それぞれの責務を明確にした上で安全確保のための役割を担っています。



理事長	輸送の安全に関する最終的な責任を有する
常務理事 (安全統括管理者)	索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する
各休暇村支配人等 (索道技術管理者)	安全統括管理者の指揮を受け、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を管理する
各休暇村施設課長等 (索道技術管理員)	索道技術管理者の指揮を受け、索道技術管理者の行う業務を補助する

6. お客様との連携とお願い

一般財団法人休暇村協会は、お客様の期待に応えられるようサービス提供等に努めておりますが、より安全で信頼される索道をつくるため、皆様からご意見をお寄せいただいで今後の役に立ててまいります。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想や当協会の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒110-8601

東京都台東区東上野5-1-5

一般財団法人 休暇村協会

電話03-3845-8651(代表) FAX03-3845-8658

E-mail : info@qkamura.or.jp